

受付番号： 2018-1-809

課題名：異種移植マウスモデルを用いたアグレッシブ NK 細胞白血病の腫瘍微小環境解析

1. 研究の対象

2006年4月～2024年3月までの間にNK細胞性リンパ腫についての診断・治療を受けた方のうち、本学では2006年4月～2018年12月までの間に診断・治療を受けた方を対象とします。

2. 研究期間

2019年1月（倫理委員会承認後）～2024年3月

3. 研究目的

下記の試料・診療情報等を利用し、「異種移植マウスモデルを用いたアグレッシブNK細胞白血病の腫瘍微小環境解析」について解明することを目的とした共同研究を実施するためです。

4. 研究方法

本研究は多施設共同研究であり、当院ではアグレッシブNK細胞白血病の患者さんからの保存検体を研究代表施設である東海大学へ郵送で送ります。東海大学では、送られてきた検体から腫瘍細胞を分離してマウスに移植し、腫瘍のマウスモデルを作成し、このマウスモデルを用いて病態解明や新規治療開発を目指した解析を行います。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴 等

試料：血液、骨髄液、リンパ節、その他腫瘍由来の組織

6. 外部への試料・情報の提供

試料・診療情報は匿名化した後に、研究代表施設である東海大学医学部内科学系血液腫瘍内科学に郵送で送付し、解析を行います。匿名化の対応表は、当院の個人情報責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

- ・研究代表機関：東海大学医学部付属病院
- ・研究代表者：血液腫瘍内科 教授 幸谷 愛

【研究分担施設及び各施設の研究責任者】

群馬大学医学部付属病院血液内科 教授 半田寛
岩手医科大学医学部付属病院 血液内科 教授 石田高司
名古屋市立大学病院血液腫瘍内科 教授 飯田真介
島根大学医学部付属病院腫瘍・血液内科 教授 鈴宮淳司
自治医科大学付属病院・附属さいたま医療センター血液科 教授 神田善伸
富山大学付属病院第三内科部門 血液内科 教授 佐藤 勉
東北大学病院 血液免疫内科 教授 張替秀郎
国立成育医療センター高度感染症診療部 統括部長 今留謙一

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者：

東北大学病院 血液免疫科 張替秀郎

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL：022-717-7000

研究代表者：

東海大学医学部付属病院 内科系血液・腫瘍内科学 幸谷愛

〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋 143

TEL：0463-93-1121

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合